

自賠責保険料の改定について

(平成18年4月1日以降保険始期契約に適用)

本年1月13日に政府の自動車賠償責任保険審議会が開催され、平成18年4月1日以降保険始期の契約に適用する自賠責保険料が確定した。

自賠責保険料改定の概要は以下のとおり。

1. 保険契約者が負担する保険料は、保険料等充当交付金の減額により、若干引き上げとなる。(改定率は保険期間・車種等により異なり、原動機付自転車などの一部の車種では保険料の変更はない)

【保険料例 (本土)】

■自家用乗用車の2年契約の場合

従来の保険料29,780円は、今回の改定により30,680円となり、900円の引き上げとなる。

■自家用軽四輪乗用車の2年契約の場合

従来の保険料24,180円は、今回の改定により24,880円となり、700円の引き上げとなる。

2. 平成18年4月1日以降保険始期の契約より改定後の保険料が適用される。(引受開始日は、平成18年1月24日)

【主な車種の保険料表】

(単位：円)

		37 か月	36 か月	25 か月	24 か月	13 か月	12 か月
自家用乗用自動車	改定後	44,190	43,170	31,720	30,680	19,010	17,940
	現行	42,800	41,820	30,780	29,780	18,510	17,480
	差引額	1,390	1,350	940	900	500	460
検査対象軽自動車	改定後	35,340	34,550	25,680	24,880	15,840	15,010
	現行	34,260	33,500	24,950	24,180	15,450	14,660
	差引額	1,080	1,050	730	700	390	350
普通貨物自動車 (営業用) 2トン超	改定後	—	—	139,540	134,300	75,600	70,270
	現行	—	—	134,780	129,730	73,100	67,960
	差引額	—	—	4,760	4,570	2,500	2,310
普通貨物自動車 (営業用) 2トン以下	改定後	—	—	94,200	90,730	51,810	48,270
	現行	—	—	91,050	87,700	50,150	46,740
	差引額	—	—	3,150	3,030	1,660	1,530
普通貨物自動車 (自家用) 2トン以下	改定後	—	—	61,970	59,750	34,880	32,630
	現行	—	—	59,960	57,820	33,830	31,650
	差引額	—	—	2,010	1,930	1,050	980
小型貨物自動車 (自家用)	改定後	—	—	26,670	25,820	16,360	15,490
	現行	—	—	25,900	25,080	15,950	15,120
	差引額	—	—	770	740	410	370
小型二輪自動車	改定後	—	—	20,770	20,150	13,250	12,630
	現行	—	—	20,210	19,620	12,960	12,360
	差引額	—	—	560	530	290	270